

墨田区子育て支援総合センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>子ども及び家庭に係る総合的な支援を行う拠点として、子どもとその家庭の支援に係る総合相談、サービスの調整及び提供等を行うことにより、区民が安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図るため、墨田区子育て支援総合センター（以下「総合センター」という。）を東京都墨田区横川五丁目7番4号に設置する。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 <u>在宅での子育てを支援する拠点施設として、子育て支援サービスの提供・調整、総合相談等の総合的な子育て支援事業を行うことにより、区民が安心して子育てができる環境の充実を図るため、墨田区子育て支援総合センター（以下「総合センター」という。）を東京都墨田区京島一丁目35番9-103号に設置する。</u></p>
<p>(事業)</p> <p>第2条 総合センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>子どもとその家庭の支援に係る総合相談に関すること。</u></p> <p>(2) <u>子どもとその家庭の支援に係るサービスの調整及び提供に関すること。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>児童虐待の未然防止に関すること。</u></p> <p>(5) <u>児童虐待に係る通告並びに保護を要する児童及びその保護者等への対応に関すること。</u></p> <p>(6) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第2項に規定することも家庭センターの業務に関すること。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1) <u>在宅子育て支援サービスに関すること。</u></p> <p>(2) <u>子育てに係る総合相談に関すること。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(4) <u>児童虐待通報並びに保護を要する児童及びその保護者等への対応に関すること。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>(5) 〔同左〕</p>
<p>(施設)</p> <p>第3条 総合センターには、次の施設を設ける。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>相談室</u></p> <p>(4) <u>心理室</u></p> <p>(5) <u>面接室</u></p> <p>(6) <u>プレイルーム</u></p> <p>(7) <u>家族療法室</u></p> <p><u>(利用することができる者の範囲等)</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>小会議室</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(利用できる者の範囲等)</u></p>

第4条 前条第1号に掲げる施設を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 区内に住所を有する18歳未満の者及びその保護者
- (2) 区内で子育てを行おうとする者
- (3) 区内で子育て支援活動又は子育て支援ボランティア活動を行っている者又は行おうとする者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が特に必要があると認めるもの

2 前条第2号から第7号までに掲げる施設を利用することができるものは、前項第1号、第2号又は第4号に掲げるもののうち、区が実施する事業に参加するものとする。

第4条 総合センターを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 区内に住所を有する18歳未満の者及びその保護者
- (2) 区内で子育て支援活動を行う特定非営利活動法人及び子育て支援ボランティア活動を行っている者又は行おうとする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に認めるもの

2 交流室及び会議室（以下「交流室等」という。）は、前項第2号及び第3号に掲げるものが、子育てに関する講座、研修、実技講習会その他の子育て支援活動を行う場合において、利用することができる。

（利用申請等）

第5条 交流室等を利用しようとするものは、墨田区規則（以下「規則」という。）の定めるところにより区長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流室等の利用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的として使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合センターの管理上支障があるとき。

（利用承認の取消し等）

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流室等の利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
- (3) 災害その他の事故により交流室等の使用ができなくなったとき。

<p>(損害賠償)</p> <p><u>第5条</u> 総合センターの施設及び付帯設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> この条例の施行について必要な事項は、<u>墨田区規則</u>で定める。</p>	<p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第7条</u> 交流室等の使用料は、無料とする。</p> <p><u>(原状回復)</u></p> <p><u>第8条</u> <u>第5条の規定に基づき利用の承認を受けたものは、交流室等の利用を終了したとき、又は第6条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに交流室等を原状に回復しなければならない。</u></p> <p>[同左]</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>[同左]</p> <p><u>第10条</u> この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
---	---

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。